

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 カブシキガイシャ ナカノ スイド コウギョウショ
株式会社 中野水土工業所

住 所 奈良県大和高田市西三倉堂2-1-7

代表者 氏名 代表取締役 中埜 愛子 印

電話番号 0745-53-2753

FAX番号 0745-53-7155

メールアドレス office1@n-group.co.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 14 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者	✓	18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	✓
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者	✓	26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者	✓	27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	✓

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

氏名又は名称 ナカノスイドコウギョウショ

株式会社 中野水土工業所

住 所 〒635-0046

奈良県大和高田市西三倉堂2-1-7

代表者氏名

代表取締役 中埜愛子 印



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	ナカノスイドコウギョウショ 株式会社 中野水土工業所		
住 所	奈良県大和高田市西三倉堂 2-1-7		
フリガナ 代表者の氏名	ナカノチカコ 代表取締役 中埜愛子		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
代表者の氏名 給水装置工事主任技術者の氏名	岡谷 愛子 岡谷 愛子	中埜 愛子 中埜 愛子	

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称 株式会社 中野水土工業所

住 所 奈良県大和高田市西三倉堂2-1-7

代表者 氏名 代表取締役 中埜 愛子

印



水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良県大和高田市西三倉堂二丁目 1-7
株式会社中野水土工業所

会社法人等番号	1500-01-013166	
商 号	株式会社中野水土工業所	
本 店	<u>奈良県大和高田市本郷町2番33号</u>	
	奈良県大和高田市西三倉堂二丁目 1-7	平成19年10月15日移転
		平成19年10月15日登記
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	平成8年10月15日	
目的	1. 一般土木建築工事業 2. 衛生設備工事業 3. 管工事業 4. 給排水衛生工事の設計、監督並びに施工 5. 空調設備工事 6. 住宅の増改築、建替え及び住宅リフォーム 7. 上下水道の設計施工 8. 産業廃棄物処理業及び産業廃棄物収集運搬業 9. 前各号に付帯する一切の事業	
発行可能株式総数	800株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 200株	
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する 平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記	
資本金の額	金1000万円	
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	

奈良県大和高田市西三倉堂二丁目1-7
株式会社中野水土工業所

役員に関する事項	取締役	岡 谷 愛 子	平成19年10月15日就任
			平成19年10月15日登記
	取締役	岡 谷 愛 子	平成29年 6月30日重任
			平成29年 7月 4日登記
	取締役	中 塙 愛 子	令和 2年 4月 6日岡谷 愛子の氏変更
			令和 2年 4月15日登記
	取締役	長 谷 川 尚 子	平成19年10月15日就任
			平成19年10月15日登記
	取締役	長 谷 川 尚 子	平成29年 6月30日重任
			平成29年 7月 4日登記
			平成31年 3月19日死亡
			令和 2年 1月17日登記
	取締役	中 塙 一 恵	平成19年10月15日就任
			平成19年10月15日登記
	取締役	中 塙 一 恵	平成29年 6月30日重任
			平成29年 7月 4日登記
	取締役	本 田 玲 子	令和 2年 1月10日就任
			令和 2年 1月17日登記

奈良県大和高田市西三倉堂二丁目 1-7
株式会社中野水土工業所

	奈良県大和高田市本郷町 2番 33号 <u>代表取締役</u> 岡 谷 愛 子	平成 19 年 10 月 15 日就任 ----- 平成 19 年 10 月 15 日登記
	奈良県大和高田市大字市場 327 番地 2 <u>代表取締役</u> 岡 谷 愛 子	平成 24 年 11 月 13 日住所 移転 ----- 平成 24 年 11 月 19 日登記
	奈良県大和高田市大字市場 327 番地 2 <u>代表取締役</u> 岡 谷 愛 子	平成 29 年 6 月 30 日重任 ----- 平成 29 年 7 月 4 日登記
	奈良県大和高田市大字市場 327 番地 2 <u>代表取締役</u> 中 塙 愛 子	令和 2 年 4 月 6 日岡谷 愛子の氏変更 ----- 令和 2 年 4 月 15 日登記
	<u>監査役</u> 杉 岡 宗 治	平成 19 年 10 月 15 日就任 ----- 平成 19 年 10 月 15 日登記
	<u>監査役</u> 垣 谷 裕 啓	平成 29 年 6 月 30 日退任 ----- 平成 29 年 7 月 4 日登記
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定 する旨の定款の定めがある	----- 平成 29 年 7 月 4 日登記
取締役会設置会社 に関する事項	取締役会設置会社	平成 17 年法律第 87 号第 1 36 条の規定により平成 18 年 5 月 1 日登記
監査役設置会社に に関する事項	監査役設置会社	平成 17 年法律第 87 号第 1 36 条の規定により平成 18 年 5 月 1 日登記
登記記録に関する 事項	平成元年法務省令第 15 号附則第 3 項の規定により	----- 平成 15 年 5 月 26 日移記

奈良県大和高田市西三倉堂二丁目 1-7
株式会社中野水土工業所



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 2年 7月 31 日

奈良地方法務局葛城支局

登記官

杉 本 孝 誠



整理番号 ス394310

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

4 / 4

認証定款

原本保存社会

奈良県大和高田市大字大中98番地
(市役所東隣おがわビル3F)

高田公証役場
公証人 宇田川秀信

電話・大和高田 0745-7168



定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、 株式会社 中野水土工業所
と称する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 一般土木建築工事業
2. 衛生設備工事業
3. 管工事業
4. 給排水衛生工事の設計、監督並びに施工
5. 空調設備工事
6. 住宅の増改築、建替え及び住宅リフォーム
7. 上下水道の設計施工
8. 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を 奈良県 大和高田市
に置く。

(公告の方法)

第4条 当会社の公告は、
官報 に掲載してする。

第2章 株式

(発行する株式の総数及び額面株式1株の金額)

第5条 当会社の発行する株式の総数は、 800 株とする。

当会社の発行する額面株式1株の金額は、 5万 円とする。

(株券の種類)

第6条 当会社の発行する株券は1株券、5株券、10株券、50株券及び100株券の5種類とする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならぬ。

(名義書換)

第8条 株式の取得により名義書換を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに次の書面を添えて提出しなければならない。

- 1 譲渡による株式の取得の場合には、株券
- 2 譲渡以外の事由による株式の取得の場合には、その取得を証する書面及び株券

(質権の登録及び信託財産の表示)

第9条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示のまゝ消についても同様とする。



(株券の再発行)

第10条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

株券の喪失によりその再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに除権判決の正本又は謄本を添えて提出しなければならない。

(手数料)

第11条 前3条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主名簿の閉鎖及び基準日)

第12条 当会社は、営業年度末日の翌日から定時株主総会の終結の日まで株主名簿の記載の変更を停止する。

前項のほか、株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、あらかじめ公告して一定期間株主名簿の記載の変更を停止し、又は基準日を定めることができる。

(株主の住所等の届出)

第13条 当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

第3章 株主総会

(招 集)

第14条 当会社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。



(議長)

第15条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

第4章 取締役、取締役会、代表取締役及び監査役

(取締役及び監査役の員数)

第17条 当会社の取締役は 5 名以内とし、監査役は 2 名以内とする。

(取締役及び監査役の選任の方法)

第18条 当会社の取締役及び監査役は、株主総会において議決権のある発行済株式の総数の 3 分の 1 以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。
取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役及び監査役の任期)

第19条 取締役の任期は、就任後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとし、監査役の任期は、就任後 3 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。
任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。



(取締役会の招集及び議長)

第20条 取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(役付取締役)

第21条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長1名を選任し、必要に応じて、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。

(代表取締役)

第22条 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。

取締役会の決議をもって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。

(報酬)

第23条 取締役及び監査役の報酬は、それぞれ株主総会の決議をもって定める。

第5章 計算

(営業年度)

第24条 当会社の営業年度は、毎年 4月 / 日から 翌年

3月31日までの年 / 期とする。



(利益配当)

第25条 利益配当金は、毎営業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は質権者に対して支払う。

利益配当金がその支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(設立に際して発行する株式)

第26条 当会社の設立に際して発行する株式の総数は、額面株式200株とし、その発行価額は1株につき5万円とする。

(最初の営業年度)

第27条 当会社の最初の営業年度は、当会社成立の日から平成9年3月31日までとする。

(最初の取締役及び監査役の任期)

第28条 当会社の最初の取締役及び監査役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。



(最初の取締役及び監査役)

第29条 当会社の最初の取締役及び監査役は、次のとおりとする。

取締役 岡谷愛子、長谷川尚子、中埜一恵、前原真一、長谷川和之

監査役 池島政裕

(発起人の氏名、住所及び引受株数)

第30条 発起人の氏名、住所及び発起人が引き受けた株式の数は、次のとおりである。

奈良県大和高田市本郷町2番33号

額面株式 100 株 岡谷愛子

大阪市天王寺区生玉前町4番19号

額面株式 40 株 長谷川尚子

奈良県大和高田市本郷町2番33号

額面株式 20 株 中埜一恵

奈良県香芝市良福寺244番地の8

額面株式 20 株 池島政裕

大阪府八尾市太田6丁目131番地

額面株式 10 株 前原真一

奈良県大和高田市本郷町2番33号

額面株式 10 株 長谷川和之



以上 株式会社 中野木土工業所

を設立のため、

この定款を作成し、発起人が次に記名押印する。

平成 8 年 10月 3 日

発起人

岡 谷 龍子



発起人

長谷川 尚子



発起人

中埜 一恵



発起人

池島 政裕



発起人

前原 真一



発起人

長谷川 和之





登簿平成 8 年第 305 号

この定款の発起人岡谷愛子ほか 5 名の代理人

藤井熙は、本職の面前で、全発起人が各自の

記名捺印を自認する旨を陳述した。――

よってこれを認証する。――

平成 8 年 10 月 4 日日本職役場において――

奈良県大和高田市大字大中 98 番地

奈良地方法務局所属

公証人

宇田川秀矩



中野

この写しは原本と相違はないことを証明する。
令和2年7月31日

株式会社 中野水土工業所
営業課 課長 中野義子

第一一五三五六号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 中埜 愛子

昭和三十五年十一月十二日生

水道法(昭和二年法律第二百七十七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

令和二年六月十六日

厚生労働大臣

加藤勝彦

